

特別養護老人ホーム白寿園

運 営 規 程

令和 7年 2月 1日

社会福祉法人遍照会指定介護老人福祉施設運営規程

(事業目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人遍照会が開設する指定介護老人福祉施設事業所（以下「施設」という。）が行う指定介護老人福祉施設事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、施設の従業者が要介護状態にある高齢者等（以下「要介護者」という。）に対し、適正な介護老人福祉施設の施設サービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業の実施に当たっては、施設サービス計画に基づき、可能な限り、居宅における生活への復帰を念頭に置き、入浴、排泄、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話をを行うことにより、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように目指すものである。

2 施設の従業者は、入所者の意思及び人格を尊重し、常にその者の立場に立って介護老人福祉施設サービスを提供するよう努めるものである。

3 事業の実施に当たっては、明るく家庭的な雰囲気有し、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村（特別区を含む。以下同じ。）、居宅介護支援事業者（居宅介護支援事業を行うものをいう。以下同じ。）、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

(施設の名称)

第3条 事業を行う施設の名称、所在地及び定員は次のとおりとする。

- 一 名称 特別養護老人ホーム白寿園
- 二 所在地 埼玉県さいたま市緑区大字寺山157番地
- 三 定員 90人

(施設の職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 施設に勤務する職員の職種及び職務内容（白寿園ショートステイ兼務（医師を除く））

- 一 管理者 1人
管理者は施設の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- 二 医師 1人（非常勤）
医師は入所者に対し健康管理及び療養上の指導を行う。
- 三 生活相談員 1人
生活相談員は、利用者及び家族からの相談に応じ、又、介護計画の作成、職員に対する技術指導、関係機関等との連絡調整を行う。
- 四 看護職員 3人以上
看護職員は、利用者の日々の健康チェック、保健衛生上の指導や看護を行う。
- 五 介護職員 20人以上

介護職員は、利用者の入浴、排泄、食事等の介助及び日常生活全般の援助を行う。

六 栄養士

1人

栄養士は、給食の献立の作成、利用者の栄養指導、調査、調理員の指導等を行う。

七 調理員

調理員は献立に基づき、給食を調理、配膳及び衛生管理を行う。

八 事務員

(うち1人は事務長)

事務員は、必要な事務全般を行う。

九 機能訓練指導員 1人以上(看護職員兼務)

機能訓練指導員は、利用者の有する運動機能の維持に努める。

(指定介護福祉施設サービスの内容)

第5条 指定介護福祉施設サービス内容は次のとおりとする。

一 入所の対象者は、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、且つ、居宅において日常生活を営むことに困難がある者とする。

二 サービスは、次条に定める施設サービス計画に基づき、特に以下の点に留意して提供する。

ア 常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に添って適切に提供する。

イ 懇切丁寧に行うことを旨とし、入所者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。

ウ 介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行う。

エ 入所者や他の入所者の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為を行わない。

オ 衛生管理、感染症の発生予防に細心の注意を払う。

カ 入所者の心身の状況に応じて、週に2回以上入浴又は清拭を行う。

また、排泄、離床、着替え、整容に関し、必要かつ適切な介護を行う。

キ 栄養、入所者の身体状況、嗜好、提供時間、自立支援に配慮して食事を提供する。

ク 退所にあたっては、居宅支援事業者や他の保健医療福祉サービス提供者等と連携し、必要な援助を行う。

(施設サービス計画の作成)

第6条 管理者は、入所者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえてサービス提供の開始前から終了後に至るまでの入所者が利用するサービスの継続性等に配慮して、サービスの目標や当該目標を達成するための具体的なサービスの内容を記載した施設サービス計画の作成を介護支援専門員に行わせるものとする。

2 介護支援専門員は、他の従業者と協議の上、施設サービス計画の原案を作成し、入所者や家族に対し、その内容等について説明し、同意を得るものとする。

(利用料その他の費用の額)

第7条 指定介護老人福祉施設の利用料は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該施設サービスが法定代理受領サービスであるときは、介護保険負担割合証に記載の

割合に応じた額とする。

2 その他の費用として、次の各号に掲げる費用の支払を受けることができるものとする。

- 一 入所者が選定する特別な食事の提供に要する費用 実費
- 二 日常生活上の便宜に係る費用 1日当たり250円
- 三 食 事 1日当たり 1,650円(第4段階)
1,445円(第1段階～第3段階②)
- 四 居住費 1日当たり 個室 1,231円(減額制度あり)
多床室 915円(減額制度あり)

入所期間中に入院または自宅に外泊した期間の取り扱いについては、ベッドの確保のために外泊期間中も居住費を徴収する。第1段階～第3段階の方は、それぞれの限度額に応じた居住費を徴収する。

- 五 電気使用料 1日当たり65円(テレビ等常時使用するもの)
1か月あたり300円(定期的に充電するもの)
- 六 所持金管理に係る費用 1日当たり50円(現金・通帳を預かる場合)
1日当たり25円(お小遣い程度の現金を預かる場合)

3 第2項各号に規定する施設サービスの提供にあつては、入所者又は身元引受人(家族等)に対し、その内容及び費用を記した文書を交付し、説明を行い、同意を得る。

(サービス利用に当たっての留意点)

第8条 入所者は次に掲げる事項を順守すること。

- 一 共同生活の秩序を保ち、規律ある生活をする事。
- 二 火気の取り扱いに注意すること。
- 三 喧嘩、口論、泥酔、中傷その他他人の迷惑となるような行為をしないこと。
- 四 その他管理上必要な指示に従うこと。

(緊急時等における対応方法)

第9条 サービス提供時に利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師又はあらかじめ事業者が定めた協力医療機関への連絡を行う等の措置を行う。

(非常災害対策)

第10条 施設は、消防法等の規定に基づき、非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

(身体拘束の廃止)

第11条 原則として、利用者の制限するような身体拘束は行わない。ただし、緊急やむを得ない理由により拘束せざるを得ない場合には事前に利用者及び家族へ十分説明し、同意を得ると共にその状況及び時間、緊急やむを得ない理由について記録する。

(虐待防止について)

第12条 施設は利用者の権利擁護、虐待の発生又はその再発を防止するために、次にあげる通り必要な措置を講じる。

- 一 虐待防止に関する担当者 施設長 高岡美由紀
- 二 虐待防止の指針を整備する。

三 虐待防止のための対策等を検討する委員会を定期的を開催し、その結果について職員に周知徹底を図る。

四 職員に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施する。

五 サービス提供中に当該施設の職員による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにさいたま市に報告する。

(その他運営に関する重要事項)

第13条 施設は、従業者の資質向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

一 採用時研修 採用後1ヶ月以内

二 継続研修 年4回以上

2 従業者は、職務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 従業者であった者に、職務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

4 この規程に定めるほか、運営に必要な事項は、遍照会理事長と管理者の協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、平成12年 4月 1日から施行する。

平成13年 9月 1日に改正 (第3条の三)

平成17年10月 1日に改正 (第7条1項一部削除、2項三、四、3項)

平成19年 4月 1日に改正 (第4条1項、四、五、七、八)

平成21年 3月 1日に改正 (第3条の三、4条の四、五及び九追加)

平成21年10月 1日に改正 (第7条の二)

平成22年 4月 1日に改正 (第4条1項の五)

平成24年 1月 1日に改正 (第1条1項一部削除、第7条2項二、三四及び五、六追加)

平成27年 4月 1日に改正 (第7条2項二、四、五)

平成27年 8月 1日に改正 (第7条1項、2項四)

平成27年12月17日に改正 (第11条追加、11条を12条に変更)

平成29年11月22日に改正 (第7条2項四)

令和 1年10月 1日に改正 (第7条2項三、四)

令和 3年 8月 1日に改正 (第7条2項三)

令和 3年10月11日に改正 (第12条追加、12条を13条に変更)

令和 5年 9月 1日に改正 (第7条2項二、五、六)

令和 6年 9月 1日に改正 (第7条2項)

令和 7年 2月 1日に改正 (第7条2項)